

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退

障害福祉課

○ 更生医療を担当する医療機関の指定

〃

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定

〃

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の辞退

〃

○ 指定居宅サービス事業者等の指定

長寿社会課

○ 指定居宅介護支援事業者の指定

〃

○ 特定計量器定期検査

産業企画課

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

〃

○ 構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出

建築指導課

【公告】

○ 落札者等の決定

危機管理課

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

県民生活交通課

○ 〃

〃

○ 国土調査の成果の認証

中山間・地域振興

目次

担当課（室）

○ 農用地利用配分計画の認可の申請

課
農村振興課

○ 第四十四回採石業務管理者試験の実施

河川課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

〃

〃

○ 一般競争入札の実施

警察本部会計課

◎岡山県告示第三百七十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を平成二十七年七月二十一日次のとおり指定した。また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十七年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師

指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
-------	------	---------	-----

戸田 桂 介	肢体不自由、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸	高梁中央病院	高梁市南町五三
--------	----------------------	--------	---------

二 指定を辞退した医師

指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
-------	------	---------	-----

藤井 慶 祐	肢体不自由	藤井整形外科病院	総社市中央二一八一〇
--------	-------	----------	------------

木村 雄 介	聴覚・平衡、音声・言語・そしゃく	新見市耳鼻咽喉科診療所	新見市高尾二四八八一三
--------	------------------	-------------	-------------

加原 健 治	肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器	瀬戸内市立瀬戸内市民病院	瀬戸内市邑久町山田庄八四五一一
--------	-----------------	--------------	-----------------

◎岡山県告示第三百七十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十七年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

指定年月日

医療法人おおうみクリニク

津山市河辺九三三―三

腎臓

平成二十七年八月一日

◎岡山県告示第三百七十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十七年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

新見堂薬局

所在地

新見市新見九八八

担当する医療の種類

調剤

指定年月日

平成二十七年八月一日

◎岡山県告示第三百七十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十七年八月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

所 在 地

担当する医療の種類

辞退年月日

医療法人平野同仁会津山第一クリニック

津山市田町一五〇

腎臓

平成二十七年七月三十一日

山田薬局

高梁市松原通二〇三九―五

調剤

平成二十七年五月十八日

平成27年8月4日 岡山県公報 第11708号

◎岡山県告示第三百七十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十七年八月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスいこい

2 所在地

岡山県笠岡市北木島町一三一九八一四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人笠岡ふるさと支援センター

2 所在地

岡山県笠岡市北木島町三二八〇番地

三 指定年月日

平成二十七年八月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇五〇〇九四八

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

◎岡山県告示第三百七十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成二十七年八月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

梅ノ里居宅介護支援事業所

2 所在地

岡山県津山市綾部一八五〇番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社梅ノ里

2 所在地

岡山県津山市綾部一八五〇番地

三 指定年月日

平成二十七年八月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二一四七

五 サービスの種類

居宅介護支援

二 実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

平成27年8月4日 岡山県公報 第11708号

◎岡山県告示第三百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 勝央仁堀中線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久米郡美咲町大戸上字岡ノハナ二二一番 三地先から	久米郡美咲町大戸上字岡ノハナ二二一番 一地先まで	新	八・〇〇 一五・八	一一〇・六
久米郡美咲町大戸上字岡ノハナ二二一番 三地先から	久米郡美咲町大戸上字岡ノハナ二二五七番 一地先まで	旧	七・五〇 一二・三	一一〇・六

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 玉野福田線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長

倉敷市林字正光寺免一一四一番六地先ま 倉敷市林字正光寺免一一四一番六地先ま で	倉敷市林字正光寺免一一四一番六地先ま 倉敷市林字正光寺免一一四一番六地先ま で	
旧	新	別
一〇・二 一〇・八	一一・六 一二・〇	(メートル)
四二・〇	四二・〇	(メートル)

平成27年8月4日 岡山県公報 第11708号

◎岡山県告示第三百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類		路線名	区間	供用開始年月日
県道	勝央仁堀中線		久米郡美咲町大戸上字岡ノハナ二一一番三地先から 久米郡美咲町大戸上字岡ノハナ二五七番一地先まで	平成二十七年八月四日
	玉野福田線		倉敷市林字広田一二〇三番二地先から 倉敷市林字正光寺免一一四一番六地先まで	

平成27年8月4日 岡山県公報 第11708号

◎岡山県告示第三百八十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成二十七年八月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定構造計算適合性判定機関の名称
株式会社国際確認検査センター

二 変更の内容

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

本部

新…東京都中央区八重洲二丁目四番一号 ユニゾ八重洲ビル

旧…東京都中央区八重洲二丁目四番一号 常和八重洲ビル

三 変更の年月日

平成二十七年七月十日

平成27年8月4日 岡山県公報 第11708号

〔三一〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十七年八月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達件名

岡山県防災行政無線機能強化業務

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県危機管理課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

平成二十七年七月二十一日

四 落札者の氏名及び住所

日本電気株式会社

岡山市北区磨屋町一番六号

五 落札金額

七五六、〇〇〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額五六、〇〇〇、〇〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

平成二十七年六月五日

〔三二二〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十七年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人リンク

三 代表者の氏名

永田 拓

四 主たる事務所の所在地

倉敷市真備町服部一八九五番

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者に対して、安心して地域での生活ができるように支援する事業を行い、福祉の増進により広く貢献することを目的とする。

六 変更する事項

解散に関する事項

〔三一三〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十七年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人倉敷子育てネットワーク・たんぼぼファミリー

三 代表者の氏名

虫明さとみ

四 主たる事務所の所在地

倉敷市玉島乙島一〇五番地一〇

五 定款に記載された目的

この法人は、妊産婦や子育て中の母親に対して子育て支援に関する事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類、役員に関する事項、会議に関する事項及び定款の変更に関する事項

平成27年8月4日 岡山県公報 第11708号

〔三一四〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十七年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
岡山市	平成二十五年五月 ～ 平成二十七年三月	岡山市 地籍図及び 地籍簿	北区御津高 津の一部	平成二十七年七月二十 四日
岡山市	平成二十五年五月 ～ 平成二十七年三月	岡山市 地籍図及び 地籍簿	北区建部町 角石谷の一 部	平成二十七年七月二十 四日
真庭市	平成二十五年四月 ～ 平成二十七年三月	真庭市 地籍図及び 地籍簿	上市瀬の一 部	平成二十七年七月二十 四日

平成27年8月4日 岡山県公報 第11708号

〔三一五〕農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る利害関係人は、縦覧の期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
農事組合法人 赤田営農セン ター	美作市赤田一〇一三	美作市川戸字池ノ尻八三五

二 縦覧の期間

平成二十七年八月四日から同月十八日まで

三 縦覧の場所

岡山県農林水産部農村振興課及び各県民局農林水産事業部農業振興課

四 申請年月日

平成二十七年七月二十四日

平成27年8月4日 岡山県公報 第11708号

〔三一六〕採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、第四十四回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成二十七年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験場所

岡山市中区古京町一丁目一番一〇号

岡山衛生会館 第一会議室及び第二会議室

二 試験期日

平成二十七年十月九日（金曜日）午前十時から正午まで

三 受験願書の受付期間

平成二十七年八月二十四日から同年九月十八日まで（郵送又は信書便の場合は、同日の消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。）

四 受験願書の提出先

郵便番号 七〇〇一八五七〇

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県土木部河川課

五 受験手数料

八、〇〇〇円（受験願書に相当額の岡山県収入証紙を貼り付けて納付すること。）

六 その他

1 受験願書等及び試験実施案内書は、岡山県土木部河川課、各県民局建設部（各地域事務所を含む）、岡山市下水道河川局下水道河川計画課及び倉敷市建設局土木部土木課で交付する。

2 受験手続についての問い合わせは、岡山県土木部河川課（電話〇八六一二二六一七四七八）又は各県民局建設部（各地域事務所を含む。）に行うこと。

〔三一七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市岡谷字大領敷三一五一―、三一六一―、三一六一三、三三四―、三三四
―六

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市宿一二九九―

有限会社小松家

代表取締役 池上 俊輔

三 許可番号

岡山県指令建指第二〇八号

平成27年8月4日 岡山県公報 第11708号

〔三一八〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三輪字丸山一四一―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市三輪一四一一

渡邊 滝夫

三 許可番号

岡山県指令建指第七九号

平成27年8月4日 岡山県公報 第11708号

〔三一九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字宮後六八一〇、六八一〇一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区吉三〇一

井上 優生

三 許可番号

岡山県指令建指第九六号

岡山県公報 第11708号 平成27年8月4日

〔三二一〇〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十七年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県警察WANシステム等で使用する電気通信役務提供業務

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び岡山県警察WANシステム等で使用する電気通信役務提供業務仕様書による。

(3) 契約期間

平成28年3月1日から平成32年2月29日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成27年度において県が発注する役務の提供の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年岡山県告示第47号（役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で，格付区分がAであるもの。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において，岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

第11708号 岡山県公報 平成27年8月4日

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく電気通信事業者の登録を受けている者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226-7538

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話（086）234-0110 内線2242

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成27年8月4日から同年9月17日まで（岡山県の休日を含め、平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、

岡山県公報 第11708号 平成27年8月4日

交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ180グラムであるので、注意すること。

- (3) 入札書の受領期限
平成27年9月30日 午後4時
- (4) 開札の日時及び場所
平成27年10月1日 午前10時30分
岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県警察本部警務部会計課分室（岡山県庁地下1階）
- 5 その他
 - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。
 - (3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
 - (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、平成27年9月17日午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。また、入札参加希望者は、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
 - (5) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
 - (6) 契約書作成の要否
要
 - (7) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be procured:

Telecommunications service for Okayama Police network

(2) Contract period:

From 1 March, 2016 through 29 February, 2020

(3) Time limit for tender:

4:00 P.M. 30 September, 2015

(4) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2 - 4 - 6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,

Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2242